

心身障害者福祉制度

365日24時間

安心して暮らせるまちに

保存版 在宅福祉

※表中の○は対象、△は一部対象

制度名	障害者手帳 障害等級 1 2 3 4 5 6	療育手帳 判定内容 A B	内 容	問い合わせ
補装具の交付・修理	△△△ △△△	△	車いす、補聴器などの交付修理 特殊寝台、盲人用テープレコーダーなどを給付	障害福祉課 ☎内線2624番 2625番
日常生活用具の給付	△△△ △△△	△	JRや県内のバスに乗車の際身体障害者手帳・療育手帳を提示。障害程度により介護者も割引	
JR・バス料金の割引	○○○ ○○○	○ ○	タクシー料金一部を助成	
福祉タクシー料金助成(一般)	○○○ ○○○	○ ○	車いす使用者が利用する場合、料金の一部を助成	
福祉タクシー料金助成(リフト付)	△△△ △△△	○ ○	タクシーに乗車の際、身体障害者手帳・療育手帳を提示	
タクシー料金10%割引	○○○ ○○○	○ ○	ガソリン等車の燃料費の一部を助成(家族所有なども可) ※福祉タクシー(一般)との併給はできないので、どちらかを選択	障害福祉課 ☎内線2622番 2623番
自動車燃料費助成	○○○ ○○○	○ ○	医療費、訪問看護療養費…医療機関等で受診した際に支払う自己負担金の一部を助成(1~65歳)、入院時食事療養費…保険者より減額認定を受けている人(1歳以上)が対象、薬剤一部負担金…全額助成(1歳以上)	
重度心身障害者(児)医療費助成(県障)	○○○ ○○○	○ ○	※本紙記事4面参照	
在宅心身障害者(児)短期保護事業(ショートステイ)	○○○ ○○○	○ ○	20歳以上で身体又は精神の重度の障害により、日常生活を送る上で常時特別の介護を必要とする在宅の人が対象	
在宅障害者デイサービス事業	○○○ ○○○	○ ○	20歳未満で身体又は精神の重度の障害により、日常生活を送る上で常時介護を必要とする在宅の人が対象	
特別障害者手当	△△	△	在宅の人が対象(障害年金受給者および特別障害者手当受給者は除く)重度の身体又は精神の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者が対象	障害福祉課 ☎内線2622番 2625番
障害児福祉手当	△△	△	※いづれの手当も所得制限あり	
重度心身障害者福祉手当	○○○ ○○○	○ ○	自動車の改造に要する費用の一部を助成(所得制限あり) ・手動操作レバー取付等 ・車いす昇降装置取付改造等	障害福祉課 ☎内線2624番 2625番
特別児童扶養手当	△△△ △	○ △	※本紙記事4面参照	
身体障害者用自動車改造費用助成(本人運転)(家庭運転)	△△ △△△	△	障害を除去軽減するために必要な医療(人工透析、人工関節置換術など)に対する給付	障害福祉課 ☎内線2624番 2625番
重症心身障害者(者)管理費	△△△ △	△	障害を除去軽減するために必要な医療(人工透析、人工関節置換術など)に対する給付	障害福祉課 ☎内線2624番 2625番
更生・育成医療	○○○ ○○○	○ ○	60歳以上の人と同居または同居予定の人、身体障害者手帳1~4級・療育手帳Aの人または同居している人に対して、居室などの新築、増改築、改造のための資金の貸付を行う	障害福祉課 ☎内線2624番 2625番
手話通訳・要約筆記者派遣	△△ △△	△	身体機能が低下した65歳以上の人または身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの人がいる世帯に対して浴室やトイレなどを改造する費用の一部を助成(持ち家に限る。所得制限あり)	
身体ガイドヘルパー 盲人ガイドヘルパー	△△ △△	△	※下記参照	
全身性障害者ホームヘルパー夜間派遣モデル事業	△	△		

高齢者福祉制度

事業名	内 容	問い合わせ
デイサービス	※本紙記事4面参照	
短期入所(ショートステイ)	※本紙記事4面参照	
日常生活用具給付・貸与	寝たきりの高齢者などを対象に、ベッドや車いすなどの介護に必要な用具を給付・貸与	高齢者福祉課 ☎内線2653番 2654番
寝たきり老人等介護手当支給	寝たきりや、痴呆ほう症の高齢者を介護する家族に月5,000円を支給	
紙おむつ支給券	寝たきりや、痴呆ほう症の高齢者に、平型100枚がパンツ型30枚のいずれかの紙おむつを支給(所得税非課税世帯は毎月1回、所得税課税世帯は2カ月に1回)する券を交付	在宅介護支援センター
寝具無料乾燥券	寝たきりの高齢者に年2回寝具無料乾燥券を交付	

高齢者・障害者共通の福祉制度

事業名	内 容	問い合わせ
ホームヘルパー(昼間の滞在型)	※下記参照	
夜間巡回型ホームヘルパー	※下記参照	
巡回入浴車派遣	自宅や施設で入浴が困難な寝たきりの高齢者と、65歳未満で身体障害者手帳1・2級の人の入浴を希望すれば週1回まで入浴車を派遣する。月のうち1回は無料、2回目からは600円。ただし生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。一人暮らしなどの高齢者や重度身体障害者の家庭に、自動通報装置を設置し、緊急時にペダント型ボタンを押すと、24時間体制の「あんしん連絡センター」から介護の専門家が出勤などに対応	高齢者福祉課 ☎内線2653番 2654番
あんしん連絡システム	60歳以上の人と同居または同居予定の人、身体障害者手帳1~4級・療育手帳Aの人または同居している人に対して、居室などの新築、増改築、改造のための資金の貸付を行う	障害福祉課 ☎内線2624番 2625番
住宅整備資金貸付	身体機能が低下した65歳以上の人または身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの人がいる世帯に対して浴室やトイレなどを改造する費用の一部を助成(持ち家に限る。所得制限あり)	
在宅リフォーム助成		

まごころヘルプ

市福祉公社「まごころヘルプ」は、市民相互の助け合いによる在宅福祉サービスです。いま手助けが必要とする人が利用会員となり、いまま手助けができる人が提供会員となって、有償(非営利)で助け合いを行っています。

日常生活で手助けが必要な人なら誰でも、必要な時間、何回でも利用できます。また、地域によっては、毎週月・水・金曜日に夕食を届ける「まごころ夕食」

訪問指導事業

おむね40歳以上で、6カ月以上寝たきりの人の家庭に、保健婦や看護婦が訪問。一人ひとりの

状況に合った看護の仕方
や寝たきり予防の方法を
指導し、在宅での生活を
支援します。

○生活指導
○リハビリテーション、病
状の観察、健康相談、福
祉制度・介護用品の紹介
○訪問し、歯科健診・治
療・保健指導を行います。

問い合わせ先 東・西保健
所、南地域保健福祉セン
ター、各地域保健センター

訪問歯科 健診・診療

寝たきりなどのため病院
して歯科診療が受けられな
い人の家庭に、歯科医働
などが訪問し、歯科健診・治
療・保健指導を行います。

問い合わせ先 東・西保健
所、南地域保健福祉セン
ター、各地域保健センター

ホームヘルパー(昼間の滞在型)

高齢者や障害者(児)の世帯が困難な夜間も介護が必要な家庭を定例的に訪問し、食事・入浴・排せつ等の助成を行います。

対象者 ①おむね六十五歳以上で日常生活を営むことが難しい人 ②六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級および三級の療育手帳Aの人 ③六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人 ④六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人 ⑤六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人

派遣時間 午前八時~午後七時 一回当たり一~二時間程度 ※対象者の状態に応じて一日に最大三回派遣

利用料金 生計中心者の所得税額に応じて異なります

夜間巡回型ホームヘルパー

高齢者や障害者(児)の世帯が困難な夜間も介護が必要な家庭を定例的に訪問し、食事・入浴・排せつ等の助成を行います。

対象者 ①おむね六十五歳以上で日常生活を営むことが難しい人 ②六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人 ③六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人 ④六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人

派遣時間 午後八時~翌朝六時 一回当たり一~二時間程度 ※対象者の状態に応じて一日に最大三回派遣

利用料金 生計中心者の所得税額に応じて異なります

全身性障害者ホームヘルパー

身体機能が低下した65歳以上の人または身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの人がいる世帯に対して浴室やトイレなどを改造する費用の一部を助成(持ち家に限る。所得制限あり)

利用料金 生計中心者の所得税額に応じて異なります

対象者 ①おむね六十五歳以上で日常生活を営むことが難しい人 ②六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人 ③六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人 ④六十五歳未満で身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aの人

派遣時間 午後八時~翌朝六時 一回当たり一~二時間程度 ※対象者の状態に応じて一日に最大三回派遣

利用料金 生計中心者の所得税額に応じて異なります